

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	福祉情報システム 児童手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和4年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当(特例給付を含む。)に係る以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ②額改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ③未支払請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ⑤関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	福祉情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第56項)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第26、30、87項)  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第74、75項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局 家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号650-8570 神戸市 市長室 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号650-8570 こども家庭局 家庭支援課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号 078-322-5214

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月18日	表紙 評価書名	福祉情報システム 児童手当事務 基礎項目評価	福祉情報システム 児童手当事務 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成31年1月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	延原 尚司	こども家庭支援課長	事後	評価書の様式変更のため。
平成31年1月18日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	評価書の様式変更のため。
令和3年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども家庭局 こども企画育成部 こども家庭支援課	こども家庭局 家庭支援課	事後	組織改正等に伴う部署名変更であり、重要な変更にあつたため。
令和3年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭支援課長	家庭支援課長	事後	組織改正等に伴う部署名変更であり、重要な変更にあつたため。
令和3年9月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市 市長室 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正等に伴う部署名変更であり、重要な変更にあつたため。
令和3年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	こども家庭局 こども企画育成部 こども家庭支援課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号 078-322-5214	郵便番号650-8570 こども家庭局 家庭支援課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号 078-322-5214	事後	組織改正等に伴う部署名変更であり、重要な変更にあつたため。
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレであり、事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和4年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第56項)	番号法第9条第1項 別表第一(第56項)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公金受取口座の活用に伴う重要な変更